

令和5年8月3日(木)
令和5年度保健師中央会議
資料10

地域包括ケアシステムを支える看護職員活用等について

地域包括ケアシステムを支える看護職員活用等について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年度看護職員確保対策特別事業 地域包括ケアシステムを支える看護職員活用に係る調査事業

事業の目的

地域の多様な場において人々の生活を支える看護職員の活用について、先行事例における課題や工夫の整理をとおりして各自治体における地域包括ケアシステムの推進に資する看護職員活用の方策を提案すること

参考1) PCG(Parent Child Group)事業の展開—子どもの暮らしも支える地域精神科看護の実践—

八王子市から株式会社 円グループへ事業委託

- ◆ PCG (Parent Child Group)事業として、精神疾患を抱える保護者とその子どもに対して、個別相談とグループ活動の両面から支援を実施。
- ◆ 訪問看護と連携し相補的な個別支援を展開している。

参考2) 学校へ行きたい！を叶えたい！医療的ケア専門車両乗車事業

東京都教育庁から東京都訪問看護ステーション協会へ事業委託

- ◆ 特別支援学校に通学する医療的ケアを必要とする児童・生徒の専用通学車両に地域の訪問看護ステーション所属の看護師が乗車し、移動中の医療的ケアを提供する体制を構築・運営。
- ◆ 学校看護師の医療的ケアに関するスキルアップの必要性に関する提言：研修の開催等



[看護関連政策 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079675.html)

URL ⇒ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079675.html>



活動内容

- 「高齢者・障がい者が街で安心して暮らせる仕組みを作る」「医療と福祉の専門性を乗り越えて地域に繋げる」を目標に支援を必要としている精神疾患を持つ人に訪問支援を行う。
- 精神疾患を抱え育児不安のある親同士が、定期的にグループワークを行う等、個別支援だけでなくグループ支援も行う。

1. 活動の動機

精神科病院の勤務経験から病院の閉鎖性や、地域の行政機関と繋がることの必要性を感じる。
地域の研究会で協力診療所がネットワーク・情報交換の場になっていると実感。

精神疾患をもつ人が地域で暮らす居場所づくり

- 精神疾患をもつ人を地域で支えるための作業所（居場所づくり）を開設。
- 病院と地域を繋げるため、看護師が役割を發揮する訪問看護ステーションを開設。
- 行政から「居宅生活安定化自立支援事業」を受託

訪問看護を行う中で、精神疾患の親をもつ子どもに対する支援の乏しさを実感
精神疾患を持つ親子への世帯全体の支援を展開したいと考えるようになる。

2. 活動の実際

PCG（Parent Child Group）事業の展開

訪問看護による個別支援活動に相補的に機能する
グループと個別支援

- 定期的（月1回）に円グループ事務所にて5-8組の親子を対象に実施。
- 参加親子の決定は、希望者との面接を通して行う。
- 保護者へは、看護師・精神保健福祉士等がチームで対応し、病気を抱えながらの育児や、生活上の不安等を共有、相談し合う。
- 児童は別室で保育士等が対応し、おやつ作り等の作業をともに行い、他者との関わりから子供らしい生活に触れることを支援し、様子やアセスメントを保護者や関係機関にフィードバックする。
- ベースの支援である訪問看護と連動し、PCG参加によって得た気づきや回復への意欲をフォローする

3. 地域包括ケアシステムにおける役割

- ◆ 精神疾患を抱える人が地域で安心して生活するための居場所づくりや、病院や行政機関との連携を率先して行っている。
- ◆ 訪問看護の対象者だけでなく、対象者をとりまく家族、親子に一体的に介入を行い、地域の中で精神疾患を抱えながら生活を続けられるよう、支援を継続している。

今後に向けて

「ヤングケアラー」の問題など、市民公開講座の講師依頼も受けるようになってきており、支援が必要な親子がPCGのような活動に繋がっていき、周囲への理解を促していきたい。



活動内容

東京都立特別支援学校に通学する医療的ケアを必要とする児童・生徒の専用通学車両（以下医療的ケア専用車両）に訪問看護ステーション所属の看護師が乗車し、移動中の医療的ケアを提供する体制を構築している。

1. 活動の動機

訪問看護で関わっている児童は医療的ケアを理由に通学できず自宅に訪問する教員から教育を受けていた。この事業により、児童が通学することで、社会性を学ぶ機会が増えることに繋がると考えた。

医療的ケア専用車両へ訪問看護師が同乗する仕組み作り

- 東京都教育庁より医療的ケア専用車両に訪問看護師が乗車する事業協力の打診を受ける。
- 教育庁と事業の方針について話し合いの機会をもち医療的ケア専用車両に訪問看護師が同乗する事業の確立とともに、学校看護師が医療的ケア専門車両に乗車するための検討を行う。
- 学校看護師の医療的ケアに関するスキルアップの必要性を提言し、学校看護師対象の研修機会を設ける。

活動展開への準備

- 乗車する看護師の募集、医療的ケア専門車両に乗車することに対する対価の検討。訪問看護ステーション協会が事務局となり、教育庁から事業委託できるよう仕組みづくりを行う。

2. 活動の実際

東京都医療的ケア専用車両運行事業の展開

地域の訪問看護事業所が協働で支援するシステムの構築

- 東京都特別支援学校の医療的ケア専用車両に訪問看護事業所の看護師が乗車する。
- 東京都訪問看護ステーション協会の会員が所属する訪問看護事業所の看護師が担当する。
- 実施した訪問看護事業所は、毎月ステーション協会へ実績を報告、費用を請求し、東京都から支払いを受ける。
- 支援事業所同士の交流会の開催。

令和3年度実績

対象学校数：16校 協力事業所数：33事業所
対象児童・生徒：43コース 61名
実施回数合計： 登校便 4,498回
下校便 3,101回

医療的ケアを必要とする児童が利用している訪問看護事業所が、協力可能な範囲で支援することを基本とした。

3. 地域包括ケアシステムにおける役割

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒の医療的ケア専用車両に訪問看護師が乗車し、医療的ケアを提供する体制を構築したことで、医療的ケアを必要とする地域に住む児童が、学校へ通学することが可能となり、社会性を学ぶ機会の提供に看護職が寄与した。
- 学校看護師の医療的ケアについてのスキルアップの提言や研修機会を設けたことや、事業を支援する事業所同士の交流会を開催することで、地域で活動する看護師間の連携が推進された。

今後に向けて

医療ケア児の通学支援を続けるとともに、学校に勤務するより多くの学校看護師が医療的ケア専門車両に乗車することができるよう、サポートしていきたい。

第8次医療計画における看護職員確保に向けた体制の整備等について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について

- ◆ 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師は、在宅医療の推進のほか、新興感染症等の感染拡大時の迅速かつ的確な対応及び医師の働き方改革に伴うタスク・シフト/シェアの推進に資するものとしてその役割が期待されている。
- ◆ こうした看護師を活用することにより地域の実情に応じた医療機能の確保と充実を図るため、各都道府県においては、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成と就業の促進について、計画的に取組を進めることが求められている。
(医政看発0331第6号 令和5年3月31日 医政局看護課長通知)

■ 第8次医療計画に記載する事項

- 地域の実情に応じた指定研修機関や協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画
- 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標

■ 研修体制の整備等に係る目標設定

地域における研修体制や特定行為研修修了者等の就業状況における課題に基づき、指定研修機関数や協力施設数、特定行為研修修了者等の就業者数について、地域の実情に応じた数値目標並びに目標達成に要する期間を設定する。特定行為研修修了者等の就業者数の目標の設定にあたっては、以下の点を考慮する。

1. 在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進
2. 新興感染症等の感染拡大時に、高度急性期に対応できる知識と技術を有する看護師の確保
3. 看護の質の向上と医師の時間外労働の上限規制に資するタスク・シフト/シェアの推進

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について（抜粋）

（医政看発0331第6号 令和5年3月31日 医政局看護課長通知）

1 第8次医療計画に記載する事項

- 地域の実情に応じた指定研修機関や協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画
- 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標

2 計画の策定に当たっての留意事項

（1）特定行為研修制度等の普及状況の把握

研修体制を整備するにあたって、地域における特定行為研修等の普及の現状を客観的に把握すること。その際、業務従事者届の集計データや指定研修機関数等の国が提供するデータ、独自調査データ等を活用して把握すること。

（2）課題の抽出

「（1）特定行為研修制度等の普及状況の把握」で収集した情報により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、研修体制の整備における課題や特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業状況における課題を抽出すること。

（3）数値目標

研修体制の整備（指定研修機関数や協力施設数の目標の設定等）や特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数について、「（2）課題の抽出」で明確となった課題に対して、指定研修機関数や協力施設数、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数について、地域の実情に応じた数値目標並びに目標達成に要する期間を設定すること。

（4）施策

目標の達成には、課題に応じた施策及び事業を実施することが重要である。「（2）課題の抽出」に対応するよう、「（3）数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策及び事業等を立案すること。なお、目標を達成するための施策として、国が実施する事業も積極的に活用すること。

（5）評価

計画の実効性を高めるためには、計画の進捗について評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。このため、あらかじめ評価を行う体制を整え、計画の評価を行う組織や時期を明確にすること。

特定行為研修に係る目標値の考え方

令和4年12月5日

第30回医道審議会保健師助産師看護師分科会
看護師特定行為・研修部会

資料
2
※一部改変

■ 特定行為研修修了者の就業者数の目標値についての基本的な考え方と算出例

1

在宅・慢性期領域の就業者数

【算出例】

- 看護師数が常勤換算5名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各1名以上の配置する場合の就業者数
- 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出
- 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数
- 療養病棟等に1名以上配置する場合の就業者数 等

例

全訪問看護ステーション数：100

うち、看護師が常勤換算で5名以上の訪問看護ステーション数：40

40の訪問看護ステーションに1名以上の修了者：40
箇所×1名 = **40名以上**

2

新興感染症等の有事に対応可能な
就業者数

【算出例】

- 有事に、ICUや救命救急等の集中治療を担う全ての病棟において、機動的かつ流動的な対応が可能となる特定行為研修修了者の人数（例えば、診療報酬の施設基準に係る看護師以外に2名以上配置、等）
- 新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関のニーズ 等

例

特定集中治療室管理料・ハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟数：35

救命救急入院料を算定する病棟数：15

上記の各病棟に最低2名以上の配置：

2名×35 = **100名以上**

3

医療機関における看護の質の向上と
タスク・シフト/シェアに資する就業者数

【算出例】

- 医療機関の看護師の特定行為研修への受講ニーズ
- 医師労働時間短縮計画の作成対象となる医療機関や、総合入院体制加算を算定する医療機関における特定行為研修修了者の養成ニーズ調査等から算出（例えば、医療機関が以下のように算出したものの積み上げ。
・高度急性期病棟に各勤務帯1名以上、毎日配置するために必要な人数
・外科病棟に日勤帯に1名以上、毎日配置するために必要な人数） 等 等

①～③の合計 + α（その他、地域の実情に応じて都道府県独自の観点で目標数を追加）

都道府県ごとの特定行為研修修了者の就業者の目標値

参考資料

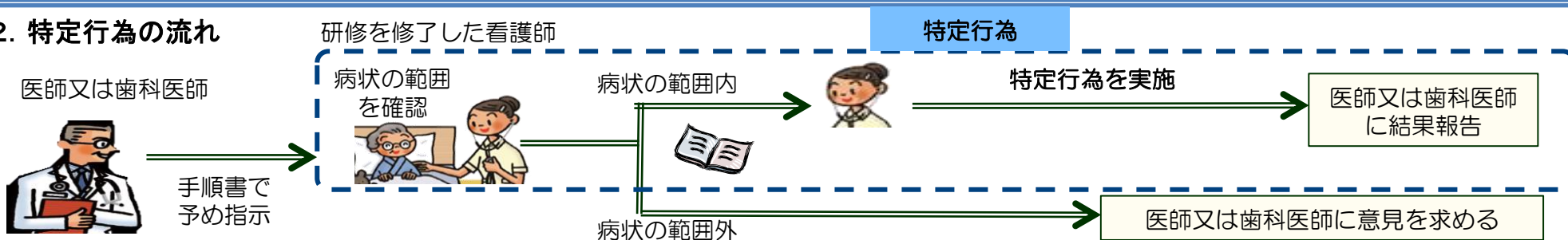


特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設(平成27年10月)し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。
- さらに、平成31年4月の省令改正で、各科目の内容及び時間数を変更し、また在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能としたことで、更なる制度の普及を図る。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等（協力施設）で受けることを可能としている



4. 研修の内容

「共通科目」 全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学（講義、演習）	3 0
臨床推論（講義、演習、実習）	4 5
フィジカルアセスメント（講義、演習、実習）	4 5
臨床薬理学（講義、演習）	4 5
疾病・臨床病態概論（講義、演習）	4 0
医療安全学、特定行為実践（講義、演習、実習）	4 5
合計	2 5 0



「区分別科目」

特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

特定行為区分(例)	時間数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	9
創傷管理関連	3 4
創部ドレーン管理関連	5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	1 6
感染に係る薬剤投与関連	2 9

※全ての科目で、講義及び実習を行う。一部の科目については演習を行う。

※1区分ごとに受講可能。

【別紙】 特定行為及び特定行為区分（38行為21区分）

特定行為区分	特定行為	特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連		創傷に対する陰圧閉鎖療法
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整		橈骨動脈ラインの確保
	人工呼吸器からの離脱	透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	感染に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正
	一時的ペースメーカーリードの抜去	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	術後疼痛管理関連	インスリンの投与量の調整
	大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整		硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
	心嚢ドレーン管理関連		心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	胸腔ドレーンの抜去		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換		精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
	膀胱ろうカテーテルの交換	抗けいれん剤の臨時的投与	
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗精神病薬の臨時的投与
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入		抗不安薬の臨時的投与
			抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

領域別パッケージ研修（特定行為研修の一部を免除した研修）

領域	創設	想定する患者像	パッケージ研修時間数
■ 在宅・慢性期領域	平成31年4月	療養が長期に渡る、もしくは最期まで自宅又は施設等で療養する状態の患者	61
■ 外科術後病棟管理領域	平成31年4月	一般病棟の術後管理において特別な介入を必要とする併存症がなく、標準的な外科的治療が行われた患者	119
■ 術中麻酔管理領域	平成31年4月	麻酔管理のもと手術を行う術中の患者	70
■ 救急領域	令和元年10月	迅速な対応が求められる2次又は3次救急医療の現場において、頻繁に行われる処置が必要な患者	76
■ 外科系基本領域	令和2年3月	手術が行われた後、病棟での一般的な管理下で周術期をおくる患者	95
■ 集中治療領域	令和2年10月	様々な臓器が障害を受け集中治療を要する重症な患者や心臓手術等の術後の患者	76

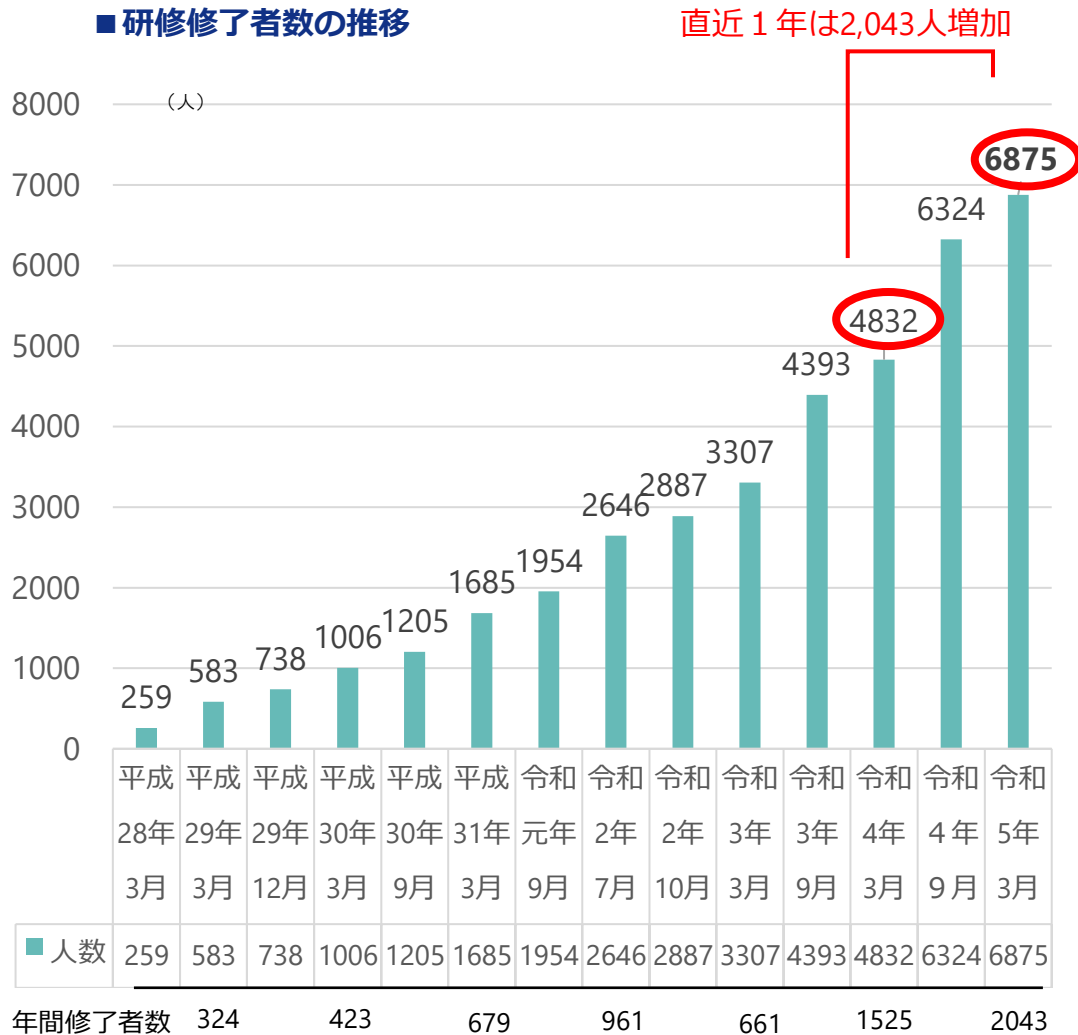
2 現状（指定研修機関数・研修修了者の推移）

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和5年2月現在で360機関、年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は5,143人である。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和5年3月現在で6,875名である。

■ 指定研修機関数の推移



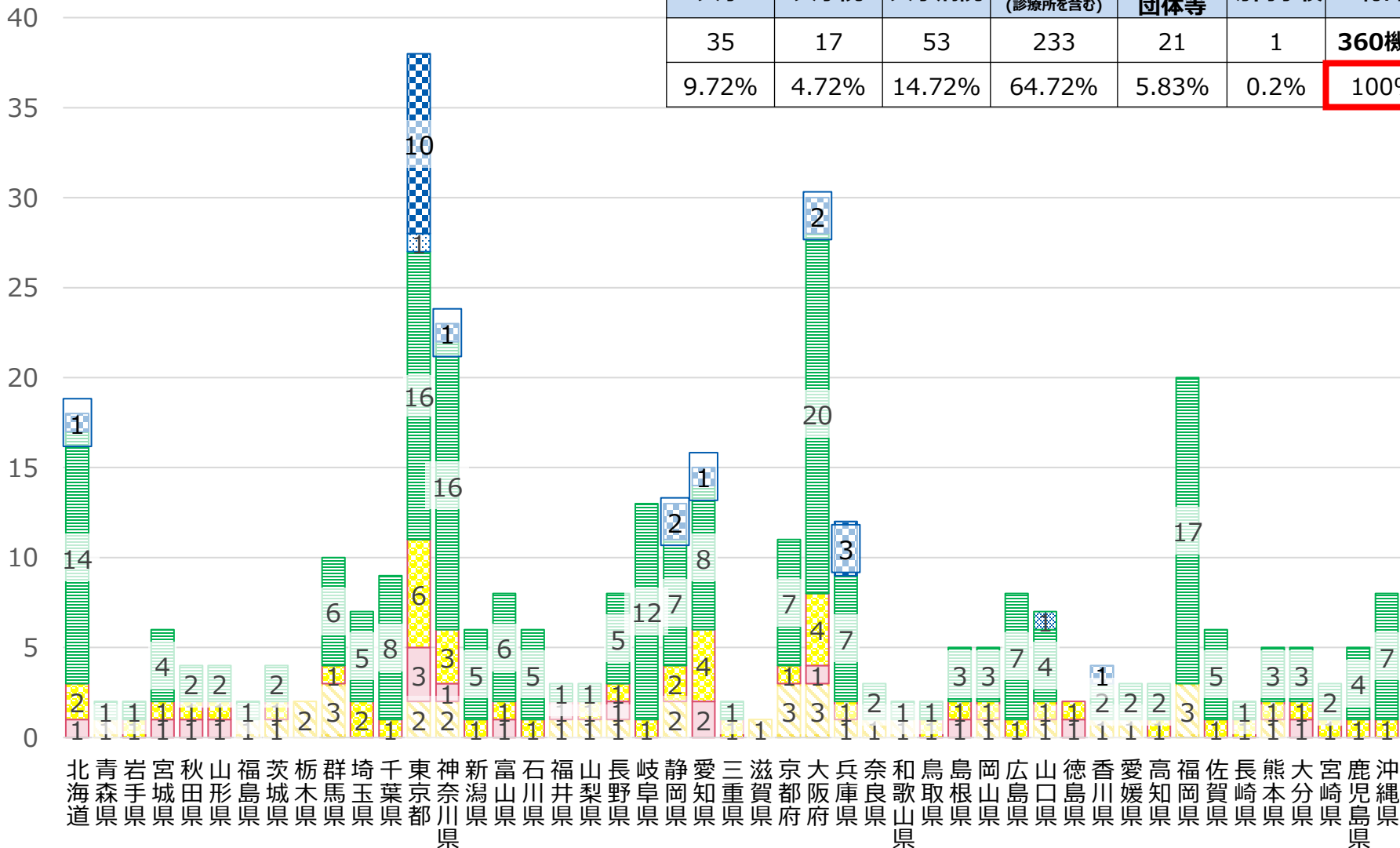
■ 研修修了者数の推移



特定行為研修を行う指定研修機関等の状況

■都道府県別指定研修機関数(令和5年2月現在)

(指定研修機関数)



■施設の種別別指定研修機関数(令和5年2月現在)

大学	大学院	大学病院	病院 (診療所を含む)	医療関係 団体等	専門学校	総計
35	17	53	233	21	1	360機関
9.72%	4.72%	14.72%	64.72%	5.83%	0.2%	100%

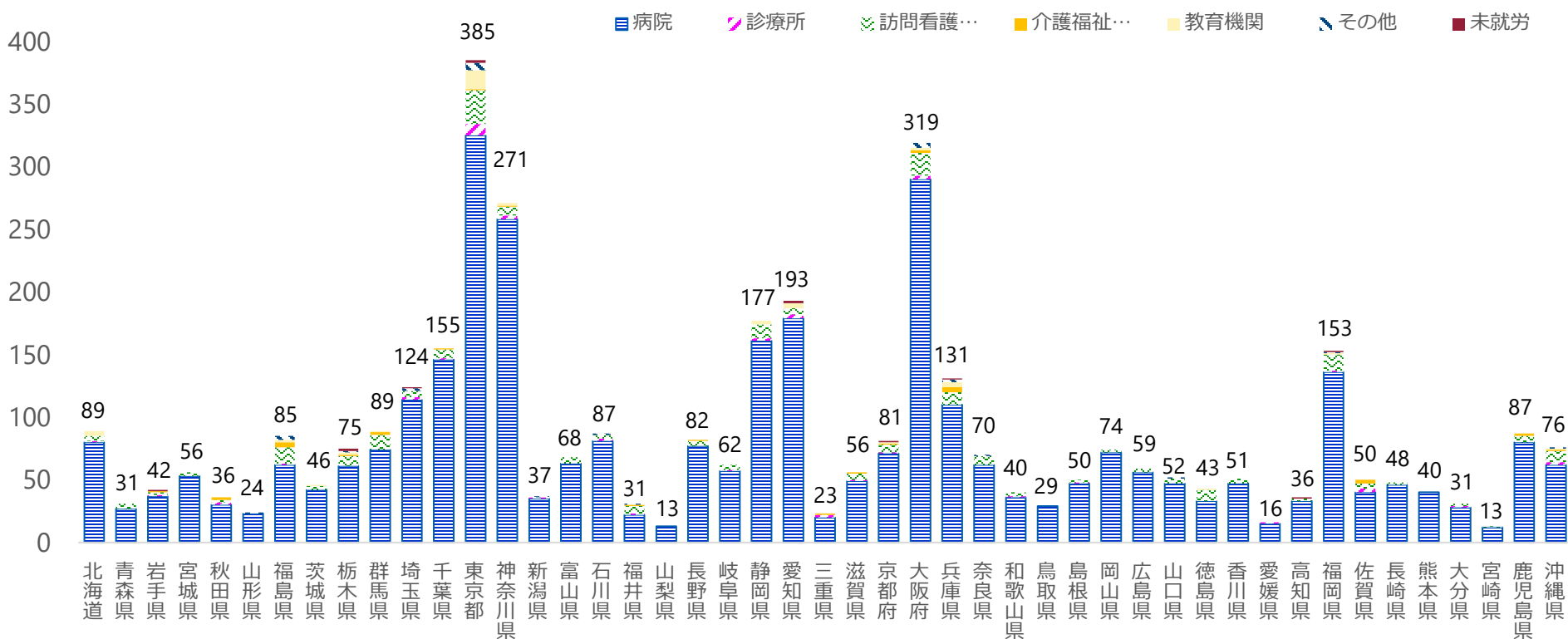
■ 大学
 ■ 大学院
 ■ 大学病院
 ■ 病院
 ■ 診療所
 ■ 医療関係団体等
 ■ 専門学校

特定行為研修修了者就業状況

【就業場所別】 n = 4,653名※1

就業場所	病院	診療所	訪問看護 ステーション	介護福祉 施設	教育機関	その他	未就労	不明※2
就業者総数	3,481	47	246	30	44	26	12	767
割合	74.8%	1.0%	5.3%	0.6%	0.9%	0.6%	0.3%	16.5%

【都道府県別】 n = 3,886※3



※1 指定研修機関338施設のうち名簿提出に協力いただいた266施設（78.5%）の修了者

※2 「都道府県」「就業場所」いずれかに回答がない方

※3 総数4,653名から※2を除いた数